

高岡市町並み保存・都市景観形成事業補助金交付要綱

平成17年11月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における良好な景観の形成に寄与する者に対する高岡市町並み保存・都市景観形成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）及び高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例（平成21年高岡市条例第17号。以下「条例」という。）に規定する用語の定義による。

(補助金の交付等)

第3条 市長は、条例第39条から第41条まで及び第43条に規定する助成措置として補助金を交付するものとする。

2 市長は、法第12条第1項の規定により指定した歴史的風致形成建造物（以下「歴史的風致形成建造物」という。）の外観の修理に対し、補助金を交付するものとする。

3 市長は、富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）第13条に規定する景観づくり住民協定（以下「住民協定」という。）を締結した団体又は締結を予定する団体に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の申請者)

第4条 補助金の交付の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市税の滞納がある者は除く。

(1) 景観形成重点地区又は重点景観隣接地区内の土地、建築物、建築物以外の工作物又は広告物等の所有者等で、高岡市景観計画（平成21年高岡市告示第247号）で定める地区の景観づくりの基準に適合し、地区の景観形成に寄与する修景を行うもの。

(2) 伝統的建造物群保存地区内の土地、建築物又は建築物以外の工作物若しくは環境物件の所有者等で、保存活用計画に基づきその管理、修理、修景若しくは復旧又は活用を行うもの

(3) 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者等で、その保存又は管理を行うもの

(4) 歴史的風致形成建造物の所有者で、その保存又は管理を行うもの

(5) 景観形成市民団体として認定を受けた団体で、地区の景観形成に寄与する活動を行う団体の代表者

(6) 住民協定を締結した団体又は締結を予定する団体の代表者
(補助対象経費等)

第5条 補助金の補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）並びにこれに対する補助率及びその限度額は、別表第1から別表第6までのとおりとする。

(補助対象となった物件の適正管理)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助対象となった物件について、適正な管理に努めなければならない。

2 規則第19条に規定する市長が定める期間は、10年間とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の高岡市町並み保存・都市景観形成事業補助金交付要綱（平成11年高岡市要綱）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

4 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(令和6年能登半島地震に係る被災伝統的建造物の修理に要する補助金の特例)

5 令和6年1月1日に発生した能登半島地震により著しい被害を受け、文化庁から災害復旧事業として認められた伝統的建造物（建築物）の外観を修理するために要する経費に対する補助率については、別表第2中「80%」とあるのは「90%」と、限度額については「1,000万円ただし、土蔵造りの主屋の場合にあっては、500万円を加算した額を限度額とする。」とあるのは「なし」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

景観形成重点地区及び重点景観隣接地区

補助対象経費		補助率	限度額	備考
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転	公共空間から通常望見可能な外観を地区の景観づくりの基準に適合する修景を行うために要する経費（屋根、外壁及び建具工事に係る経費に限る。ただし、屋根及び外壁工事については下地材を含む。）	50%	200万円 ただし、建築物の屋根、外部建具等に係る修景において緩和措置を適用する場合は100万円を限度額とし、外壁において緩和措置を適用する場合は50万円を限度額とする。	1 1から7までは複数の項目を合わせて申請することができる。ただし、一戸当たりの補助金の合計の額が200万円を超えるときは200万円を限度額とし、緩和措置を適用する修景を行う場合は100万円を限度額とする。 2 補助対象経費の範囲は、工事費のみとする。 3 補助対象経費は、次の要件を満たすものとする。
2 建築物の外観の過半にわたる模様替え若しくは色彩の変更	公共空間から通常望見可能な外観を地区の景観づくりの基準に適合する修景を行うために要する経費（屋根、外壁及び建具工事に係る経費に限る。ただし、屋根及び外壁工事については下地材を含む。）	50%	100万円 ただし、屋根20万円、外壁50万円、外部建具等30万円を限度額とする。	屋根 ・黒色系の日本瓦を使用するもの。 外壁 ・茶色系または黒系の木板張りとするもの。 ・白色系または黒系の塗り壁（漆喰、土、珪藻土等）とするもの。
3 建築設備等	公共空間から通常望見可能な給排水設備、空調設備及び電気設備等の隠蔽、改善又は除却に要する経費	50%	30万円	外部建具等 ・公共空間から車等が見えないようにするために設置するもの。 ・開口部に茶色系または黒系の格子を取付するもの。 ・茶色系または黒系の格子状建具（引戸に限る）を取付するもの。
4 外溝	かき、さく、塀等の新築、増築、改築、移転又は外観の過半にわたる模様替え若しくは色彩の変更のうち、公共空間から通常望見可能な外観を地区の景観づくりの基準に適合する修景を行うために要する経費	50%	50万円	建築設備等 ・建築設備機器の隠蔽のために設置するもの。 ・景観を阻害する建築設備機器の改善、除却をするもの。 外溝、緑化 ・木を使用するもの。 ・生垣や植栽を設置するもの。（可動するものは除く。）
5 工作物	工作物の隠蔽、改善又は除却に要する経費	50%	10万円	工作物、広告物等 ・木を使用するもの。 ・景観を阻害する工作物、広告物等の改善、除却をするもの。
6 広告物等	広告物等の改善又は除却に要する経費	50%	10万円	
7 緑化	道路に面する植樹帯、花壇、ツリー（フラワー）ボックスの設置又は木竹等の植栽に要する経費	50%	20万円	

別表第2（第5条関係）

伝統的建造物群保存地区

補助対象経費		補助率	限度額	備考
1 伝統的建造物	建築物の外観を保存活用計画の修理基準に基づき修理するために要する経費（構造耐力上主要な部分（基礎、外壁（表面の仕上げを除く。）、柱、小屋組、土台、斜材、床組（根太を含む。）及び横架材をいう。次表について同じ。）の修理及び補強並びに耐震性等防災性能の向上に要する経費を含む。）	80%	1000万円 ただし、土蔵造りの主屋の場合にあっては、500万円を加算した額を限度額とする。	補助対象経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) 工事費 (2) 設計費 (3) 監理費 (4) その他市長が必要と認める経費
	工作物を保存活用計画の修理基準に基づき修理するために要する経費	80%	400万円	
	建造物の保存のために必要な鳥虫害等防除工事、標識及び説明板の設置等に要する経費	80%	150万円	
	建築物の公開に要する経費（初年度のみ）	50%	50万円	
	空き家となっている建築物を借りて居住する場合に要する経費（初年度のみ）	50%	20万円	
	地区の保存・活用に寄与する建築物の利用に要する経費（初年度のみ）	50%	20万円	
2 伝統的建造物以外の建築物等	新築、増築、移転、修繕、色彩の変更等で公共空間から通常望見可能な外観を保存活用計画の修景基準に基づき修景するために要する経費	70%	700万円	
	工作物を保存活用計画の修景基準に基づき修景するために要する経費	70%	250万円	
3 環境物件	環境物件を保存活用計画の復旧基準に基づき復旧するために要する経費	70%	150万円	
	保存のために必要な鳥虫害等防除工事等に要する経費	50%	35万円	
4 その他	地区の保存のため特に必要な自動火災報知設備等の防災設備の設置に要する経費（ただし、防災計画に基づく事業に限る）	90%以内	予算の範囲内	

別表第3（第5条関係）

景観重要建造物及び景観重要樹木

補助対象経費	補助率	限度額	備考
公共空間から通常望見可能な景観重要建造物の外観（構造上不可分の修理が必要と認められる部分を含む。）の修理（構造耐力上主要な部分の修理及び補強並びに耐震性等防災性能の向上に必要な修理を含む。）に要する経費	60%	300万円	補助対象経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) 工事費 (2) 設計費 (3) 監理費
景観重要樹木の長命に要する手術、土壌改良、支柱の設置等の経費（当該樹木の生育状況に、枯死、枯損、倒木等のおそれがある場合に限る。）	60%	30万円	(4) その他市長が必要と認める経費

別表第4（第5条関係）

歴史的風致形成建造物

補助対象経費	補助率	限度額	備考
歴史的風致形成建造物の外観（構造上不可分の修理が必要と認められる部分を含む。）の修理（構造耐力上主要な部分の修理及び補強並びに耐震性等防災性能の向上に必要な修理を含む。）に要する経費	65%	700万円	補助対象経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) 工事費 (2) 設計費 (3) 監理費 (4) その他市長が必要と認める経費

別表第5（第5条関係）

景観形成市民団体

補助対象経費	補助率	限度額	備考
地区の景観形成に寄与する団体の活動に要する経費（団体の認定を受けた日から5年以内に生じた経費に限る。）	50%	年間20万円	補助対象経費が別表第6に規定する補助対象経費として補助金の交付を受けるときは、補助の対象とはしない。
景観形成市民団体が行う公共空間、街路灯、サイン、ベンチ、花壇等の整備に要する経費（団体の認定を受けた日から10年以内に生じた経費に限る。）	65%	年間50万円	

別表第6（第5条関係）

住民協定を締結した団体又は締結を予定する団体

補助対象経費	補助率	限度額	備考
<p>1 住民協定の締結及び住民協定を締結した団体の運営のために要する経費（協定を締結した日又は締結を予定する団体として補助金の交付を受けた日のいずれか早い日の属する年度及び次年度に生じた経費に限る。）で、富山県景観づくり事業費補助金交付要綱の適用を受けるもの。</p>	2/3	1 協定当たり年間40万円	補助対象経費が別表第5に規定する補助対象経費として補助金の交付を受けるときは、補助の対象とはしない。
<p>2 住民協定に係る区域において、住民協定に基づき住民協定を締結した団体が修景する場合に要する経費で、富山県景観づくり事業費補助金交付要綱の適用を受けるもの。</p>	65%	1 協定当たり年間400万円（2及び3の合計額）	
<p>3 住民協定に係る区域において、住民協定に基づき地域住民が自ら修景する場合に要する経費で、富山県景観づくり事業費補助金交付要綱の適用を受けるもの。</p>	50%		補助対象経費が別表第1に規定する補助対象経費として補助金の交付を受けるときは、補助の対象とはしない。